

京都市産業廃棄物実態調査について

- 1. 調査の目的** 平成30年度における京都市内の産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を調査し、平成23年3月に策定した「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」の進捗を確認すること等を目的としています。
- 2. 調査の方法** 本調査は、市内の産業廃棄物の発生、処理状況等を業種別、種類別、地域別等に詳細に解析し産業廃棄物の現状を把握するため、郵送によるアンケート調査等により実施します。
- 3. 調査対象期間** 本調査の対象となる期間は、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間）です。この期間中に発生した廃棄物の状況について記入してください。
- 4. 調査対象事業所** 本調査票が送付された事業所のみを対象としています。従って、他所に本・支社(店)、工場等がある場合でも、それらの事業所は本調査の対象とはなりません。
- 5. 対象産業廃棄物** 別添の「廃棄物分類番号表」に示す廃棄物を対象とします。ただし、本調査では通常の産業廃棄物の他に、自社内で再生利用したものや他者に売却した物も対象となりますので併せて記入してください。
- 6. 調査票の構成** 本調査は以下の調査票および参考票から構成されています。

◆調査票 その1	: 1部
◆調査票 その2（意識調査）	: 1部
◆活動指標値の現状と将来計画について	: 1部
◇京都市産業廃棄物実態調査について（本票）	: 1部
◇廃棄物分類番号表	: 1部
◇事業コード表	: 1部

調査票の様式(EXCELデータ)は、下記アドレスよりダウンロードできますので御活用ください。
京都市 ホームページ
京都市産業廃棄物実態調査 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000256746.html>)
- 7. 記入方法** 本票中面の「調査票の記入要領・記入例」を参考にして記入してください。
なお、記入欄は15行まで記入できるようになっていますが、不足する場合は、お手数をおかけしますが用紙をコピーして記入してください。
- 8. 提出方法** ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、**令和元年10月25日(金)**までにご返送をお願いします。(切手は不要です。)。
なお、ホームページより調査票をダウンロードされた方は、メールでの提出も頂けます。
提出先メールアドレス : sanpai@teijin.co.jp
- 9. その他** ご提出いただいた記入内容について、お問合せする場合がありますので、調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。

※ 秘密の保持について

本調査における内容については、目的以外に使用せず、個々のデータについては、秘密を遵守します。

記入方法に関するお問合せは、本調査業務を京都市から受託している帝人エコ・サイエンス㈱までお願いします。

フリーダイヤル:0120-296-425 e-mail: sanpai@teijin.co.jp 担当: 中垣 佐藤

<調査票その1②の記入要領・記入例>

調査対象期間
 ●この調査の対象期間は、平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問①～⑩までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物
 ●この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物（有償で引渡している副産物も含む）が記入の対象となります。
 ●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、別紙「廃棄物分類番号表」を掲げてありますので参考にしてください。

発生量について（③年間発生量）
 ●自社で「焼却」・「脱水」等の処理を行っている場合は、その処理を行う前の「名称」と「数量」をお答え下さい。
 ○自社で焼却している場合の発生した廃棄物とは焼却前のものです。
 木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。
 ○自社で脱水（乾燥）している場合の発生した廃棄物とは脱水（乾燥）前のものです。
 汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。
<式>：（脱水<乾燥>前の汚泥発生量）＝（脱水<乾燥>後の汚泥量）×（100%－脱水<乾燥>後の含水率%）÷（100%－脱水<乾燥>前の含水率%）
 ●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
 ○廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 ○含油廃水を油水分離した場合。 → 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ1行ずつを）発生量とします。
 ●廃油（機械油など）について
 ○ドラム缶の本数で把握されている場合は、1本＝180kg（200リットル）
 ○斗缶の本数で把握されている場合は、1本＝16.2kg（18リットル）として換算してください。

記入について
 ●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①「廃棄物の名称」の欄から行を分けて記入してください。
 ●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考にして記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

④自社中間処理方法コード表 A：焼却 W：油化 B：脱水 X：選別 C：天日乾燥 Y：固形燃料化 D：機械乾燥 Z：その他 E：油水分離 F：中和 G：破碎・粉砕 H：分級 I：圧縮 J：熔融 K：切断 L：焼成 M：堆肥化 N：銀回収 O：コークスト固化 P：滅菌 Q：煮沸 R：オートクレーブ S：薬物消毒 V：濃縮	⑥処理・処分方法コード表 <自己処理> W1：売却（利益があった）した。 V1：自社（または自社他工場）で再利用した。 Q1：自社（または自社他工場）の処分場で埋立処分した。 Z6：自社で保管している。 <産業廃棄物処理業者等へ委託処理> S1：処理業者の処分場で直接埋立処理した（フェニックス含む）。 T1：処理業者で直接海洋投入した。 U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。 X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。 <その他> Z9：その他	⑨委託中間処理方法コード表 A：焼却 T：金属（鉄）回収 B：脱水 U：非鉄金属回収 C：乾燥 V：濃縮 D：選別 W：油化 E：油水分離 X：選別 F：中和 Y：固形燃料化 G：破碎・粉砕 Z：その他 H：分級 I：圧縮 J：熔融 K：切断 L：焼成・ばい焼（セメント原料） M：堆肥化（発酵） N：銀回収 O：コークスト固化 P：滅菌 Q：煮沸 R：オートクレーブ S：薬物消毒	⑩資源化用途コード表 10：鉄鋼原料 11：非鉄金属等原材料 20：燃料 21：木炭 30：飼料 31：肥料・堆肥 32：土壌改良材 40：土木・建設資材 41：セメント原材料 42：再生木板・合板 50：バルブ・紙原材料 60：ガラス原材料 70：プラスチック原材料 71：再生タイヤ 80：再生油・再生溶剤 81：中和剤 82：塩化鉄又は硫酸鉄原料 83：酸またはアルカリ 90：高炉還元 99：その他
---	--	---	--

記入例

別紙の「廃棄物分類番号表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ず○をつけて下さい。

中間処理後の廃棄物が微量（1kg未満）の場合は、「0」を記入して下さい。

① 廃棄物の名称	② 分類番号	③年間発生量							単位	④処理方法							⑤中間処理後量						
		百	十	万	千	百	十	一		小数点以下	1次処理	2次処理	3次処理	百	十	万	千	百	十	一	小数点以下	単位	
下水処理汚泥	0211	5	0	0	0	0	0	0	1	B										1	t		
下水処理汚泥	0211	3	0	0	0	0	0	0	1	B	C									1	t		
凝集沈殿汚泥	0222	3	9	0	0	0	0	0	1	C										1	t		

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不特定の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

⑩処理後の処分方法
 1 再利用・再生利用している
 2 埋立処分している（フェニックス含む）
 3 海洋投入している

⑥ 処理・処分の方法	⑦ 処理・処分先又は再生利用先の氏名又は名称	⑧ 処理・処分先又は再生利用先の所在地	※この欄は記入しないで下さい。	⑨処理方法 1次処理 2次処理 3次処理	⑩ 処理後の処分方法	⑪ 資源化用途
U1	（株）□□	都道府県 亀岡市	○	L	1・2・3	41
S1	（株）○○	都道府県 綾部市			1・2・3	
S1	××（株）	都道府県 福知山市			1・2・3	
		都道府県 市町村			1・2・3	
		都道府県 市町村			1・2・3	
		都道府県 市町村			1・2・3	
		都道府県 市町村			1・2・3	
		都道府県 市町村			1・2・3	

記入例:A
 下水処理汚泥が年間50,000t発生し、自社の施設で脱水を行い、処理後の量が5,000tであった。
 処理後の汚泥は、亀岡市の処理業者（株）□□に処理を委託した。
 （株）□□では、焼成後、セメント原料として再生利用された。

記入例:B
 下水処理汚泥が年間30,000t発生した。
 自社の施設で脱水、天日乾燥を行い、残さが2,400tであった。
 処理後の汚泥は、綾部市の処理業者（株）○○に処理を委託し、そこで埋立処分された。

記入例:C
 上水道施設で凝集沈殿汚泥が発生し、自社の施設で天日乾燥を行い、乾燥後の汚泥量が年間6,000t（含水率87%）であった。
 乾燥前の量は、計量していないので正確ではないが、乾燥前の含水率が98%であるため計算（上記「発生量について」参照）すると39,000tとなる。
 <計算式> 6000t × (100-87) ÷ (100-98) = 39,000t
 処理後の汚泥は、△△（株）に運搬を委託し、福知山市の××（株）で直接埋立処分した。